

任意後見契約の締結方式について

令和7年9月3日
日本公証人連合会総括理事
公証人 原 啓一郎

現行法の定める契約締結の方式

任意後見契約に関する法律
第3条

任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。

その理由：① 契約にあたって、本人すなわち委任者の意思と判断能力を確認する。

その理由：② 契約の内容が法律に従ったものになるようにする。

本人の意思と判断能力の確認について

公正証書で契約を締結する意義

本人が、法律行為を特定の者に任せる意思を明確に有しているのか、契約内容をきちんと理解しているか、について公証人が確認することになる。もし理解が不十分であれば公証人が説明できる。第三者の不当な圧力や強い誘導の兆候があれば、公証人が認識し得ることになる。

本人の意思と判断能力の確認について

もし、私的契約書での締結を認めると・・・

締結に至る経緯や締結の状況がブラックボックス化

契約の成立や効力を争う訴訟が頻発し、不安定な立場に置かれる。

解決のための社会的なコストも膨大なものになる。

法律に従った内容の契約にすることについて

任意後見契約に関する法的制約

任意後見契約における法的制約の例

- ・ 任意後見契約の効力は、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されることにより生じる→それ以外の要件を効力発生要件とすると無効となる。
- ・ 代理権目録に事実行為を記載することはできない。 など

私的な契約書での契約締結を認めた場合に予想される事態



- 1 法的に誤った契約書がかなりの頻度で作成され、契約の効力を争う訴訟が頻発し、任意後見事務が混乱
- 2 登記に際しての法務局担当者の負担が増大